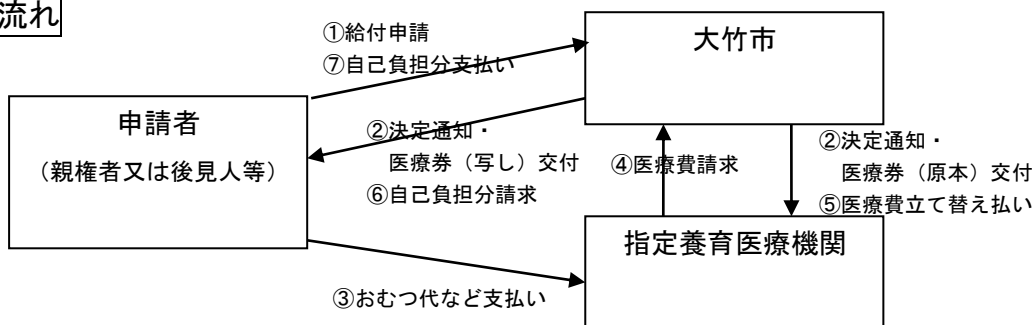


# 未熟児養育医療の申請に来られた方へ ～必ずお読みください～

## 1. 未熟児養育医療とは

体重が 2,000 g 未満で生まれた場合や生活するのに困難な症状（体温が低い・呼吸がうまくできない・黄疸が強いなど）のある、指定養育医療機関の医師が入院して治療をする必要があると認めた赤ちゃんに対する **医療費の公費負担制度** です。

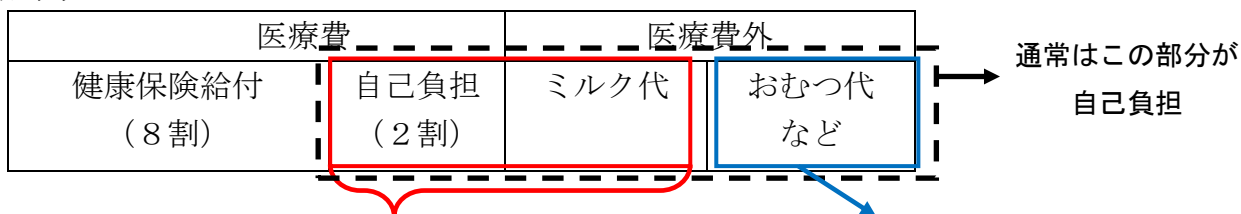
### 養育医療の流れ



## 2. 自己負担と公費負担

- ①世帯の市町村民税の額によって公費負担の金額が決まります。  
(※養育医療の申請をすると医療費が無料になるということではありません。)
- ②自己負担の金額が決定すると、申請者に決定通知・医療券（写し）を送付します。  
併せて指定養育医療機関にも決定通知・医療券（原本）を送付します。

養育医療対象となると・・・



- ◆このうち、世帯の市町村民税額によって、公費負担の金額が決まります。
- ◆この部分は、一旦、大竹市が立て替え払いを行います。  
申請者が、直接指定養育医療機関に支払う
- 養育医療の対象となってから2～3ヶ月後に、所得税の額によって決定した自己負担分について、大竹市から納付書を郵送します。  
必ず期限内に金融機関でお支払いください。
- ◆こども医療費受給者証をお持ちの方へ  
こども医療費受給者証をお持ちの方は、乳幼児等医療費助成制度で定めている自己負担分をお支払いいただくようになります。  
(ミルク代は医療費ではないので、ミルク代もお支払いいただくようになる場合もあります。)

お問い合わせ先：大竹市 健康福祉部 保健医療課 国保年金係  
TEL 0827-59-2141 FAX 0827-57-7185

## 未熟児養育医療の申請に必要な書類

※入院中に申請してください※

1	養育医療給付 申請書・世帯調書	・本人と扶養義務者の氏名にふりがなをつける ・申請者は扶養義務者と同じ氏名とする ・世帯調書は本人と同一世帯の人全員を記入する
2	養育医療意見書	・指定養育医療機関で医師に記載してもらいます
3	同意書	・子どもが入院した日が1月から6月 前年の1月1日に大竹市に住所のあった方は <u>必要ありません</u> ・子どもが入院した日が7月から12月 その年の1月1日に大竹市に住所のあった方は <u>必要ありません</u>
4	個人番号(マイナ ンバー)確認書類	・本人と扶養義務者のもの ただし、同意書を提出される場合は、世帯全員のものが必要となります
5	健康保険証	・子どもの氏名が入っているもの ただし、手続き中の場合は、子どもが加入する予定の保護者の保険証 (写し)を提出してください 子どもの保険証ができたなら、後日でき次第、写しを提出してください
6	乳幼児等医療費 充当依頼書	・福祉医療費(乳幼児・重度・ひとり親)制度を自己負担額へ充当します
7	その他	・意見書の日付より1カ月以上申請が遅れた場合、遅延理由書が必要

子育てをされているお母さんやお父さんを、保健師や栄養士  
が支援しています。

困ったことや不安なことがあれば、下記までご相談ください。

健康福祉部 保健医療課 保健予防係

TEL0827-59-2140

